

上天草市公共工事契約約款第10条第5項の現場代理人が現場に常駐を要しないこととすることができる工事の要件の変更について

上天草市総務企画部監理課

平成28年6月より現場代理人の常駐義務の緩和の改正を行いましたが、平成28年熊本地震等により甚大な被害を受けた公共土木施設等について、地域の建設企業による広域的な施工体制を確保することにより迅速な復旧・復興を行い、経済・雇用に重要な役割を担う建設産業の経営力強化に資するとともに技術者等の不足による入札不調の防止対策の強化を図るため、再度改正しましたのでお知らせします。

常駐を要しない（兼任）工事は下記の事項を全て満たす工事であること。

- 1 兼任できる工事は3件までであること。
- 2 兼任できる3件の工事の契約額の合計が7,000万円（税込み）未満であること。
なお、兼任するすべての工事が上天草市発注工事で請負金額が400万円未満の災害復旧工事を含む場合は、4件まで兼任できるものとする。
- 3 兼任できる工事の発注者が上天草市及び工事場所が上天草市内の熊本県発注工事であること。
- 4 発注者（熊本県及び上天草市）が兼任を認めた工事であること。
- 5 建設業法第7条第2項又は同法第15条第2項の専任の技術者ではないこと。

※常駐義務緩和とは現場に常駐する必要がなくなるのではなく、兼任する現場のいずれかに常駐する必要がありますが、現場間の移動及び発注者等との打合せなどは常駐しているとみなします。

※契約変更により工事の合計額が7,000万円（税込み）を超えた場合は、現場代理人及び主任技術者の変更届けを提出し、変更手続きをしてください。

※提出された「現場代理人・主任（監理）技術者（変更）通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

上記の要件を満たし、兼任による設置を行う場合は別紙様式を「現場代理人及び主任技術者届」と共に監理課に提出しなければならない。

この変更事項は平成29年1月1日以降契約の工事より適用する。

現場代理人兼任調書

商号又は名称

代表者名

⑩

現場代理人氏名		
今回契約工事	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	契約金額	
	発注部署	
	主任監督員名	
施工中の工事 ①	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	契約金額	
	発注部署	
	担当職務	現場代理人 ・ 現場代理人と主任技術者の兼務
	主任監督員名 及び確認印	⑩
施工中の工事 ②	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	契約金額	
	発注部署	
	担当職務	現場代理人 ・ 現場代理人と主任技術者の兼務
	主任監督員名 及び確認印	⑩

※監理課チェック欄

番号	チェック項目	確認
1	3工事(災害復旧工事含む場合4工事)の契約金額の合計が7000万円未満	
2	発注者が上天草市又は上天草市内の県工事	
3	発注者(監督員)が認めているか	
4	営業所の専任の技術者ではないか	
5	3500万円以上の工事が含まれていないか	

